

高槻市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス仕様書

この仕様書は、高槻市立保育所等の紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスに係る提供事業者の募集手続きにおいて、提供されるサービス内容を示すものである。この仕様書に定めがない事項については、高槻市（以下「市」という。）と提供事業者が協議の上で決定する。

1 サービス名

高槻市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス

2 実施期間

令和8年1月5日から令和10年3月31日まで

3 サービスの目的

紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

4 サービスの内容

提供事業者は、以下のサービスの提供等を行う。

(1) 紙おむつ・おしり拭きの提供

サービスを導入する市立の保育所、認定こども園（以下、「導入施設」という。）に在籍する児童が紙おむつ・おしり拭きを月額定額制で利用できるものとする。なお、サービス利用の有無は、事業者と希望する保護者との間で直接契約を結ぶこととする。

(2) 紙おむつ・おしり拭きの規格等

紙おむつ・おしり拭きについては、一般的に国内で流通しているメーカーのものとし、利用枚数に上限を設けないこととする。また、紙おむつは、利用する園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S/M/L/Big等）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱い、1銘柄を扱うものとする。

(3) 導入施設への紙おむつ・おしり拭きの配送等提供体制の整備

各導入施設からの発注を受けて、紙おむつ・おしり拭きを各導入施設に直接配送する。また、発注・在庫管理、利用者情報の提供等について、導入施設の業務負担軽減に資する手法で行うものとする。

(4) 問合せへの対応

サービスに係るサポート窓口を明示し、保護者（現に利用者でない者も含む）からの質問等に対して、直接、誠実に対応すること。

(5) 利用者からの利用料金の徴収

サービス提供の対価として、利用者から直接、利用料金を徴収する。なお、決済方法については、利用者の利便性に配慮した方法とする。

(6) 導入施設

導入施設は以下のとおりとする。

公立保育所

	施設名	所在地	0歳児	1歳児	2歳児
1	如是保育所	東五百住町3丁目5-12	6人	12人	17人
2	大塚保育所	大塚町2丁目20-5	6人	12人	13人
3	阿武野保育所	宮田町2丁目34-18	6人	12人	17人
4	磐手保育所	古曾部町2丁目8-9	6人	18人	24人
5	川西保育所	川西町2丁目32-1	6人	16人	21人
6	北昭和台保育所	北昭和台町18-7	6人	16人	18人
7	春日保育所	春日町22-2	6人	12人	16人
8	芝生保育所	芝生町2丁目10-30	6人	16人	22人
合計			48人	114人	148人

公立認定こども園

	施設名	所在地	0歳児	1歳児	2歳児
1	桜台認定こども園	登町9-2	6人	12人	14人
2	高槻認定こども園	八丁畷町12-5	9人	12人	18人
3	五領認定こども園	神内2丁目17-10	6人	12人	13人
4	三箇牧認定こども園	三島江1丁目13-6	—	—	—
合計			21人	36人	45人

※ 0～2歳児の人数は、令和7年8月1日時点での入所人数

※ 3歳児以上の利用も可能とすること

5 その他

- (1) サービス開始に先駆けて、導入施設に製品サンプルの配布や、サービスに関する説明資料の提供等を行うこと。
- (2) サービス提供に係る紙おむつ・おしり拭きは新品であること。
- (3) 保護者及び施設職員の負担軽減に努めること。
- (4) 導入施設へのマニュアルを作成し、配布すること。
- (5) サービスの提供にあたっては、入所児童の安全・衛生に留意するとともに、紙おむつ・おしり拭きの搬入時等には、児童の保育環境への影響が最小限となるよう配慮すること。
- (6) サービス提供にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、提供事業者が負担すること。
- (7) 事業の実施にあたり、個人情報保護に関する方針を保有し、適切な個人情報保護措置を講じること。
- (8) 市では公立就学前児童施設の統廃合を進めており、今後、施設数については変更予定である。（別添「第3次高槻市立認定こども園配置計画 概要版」のとおり）
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と提供事業者双方協議の上で、対応を決定する。